

## 教育の情報化の推進に関する意見

平成 28 年 12 月 15 日  
一般社団法人公立大学協会

現在、文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会では、政府の「知的財産推進計画 2016」において言及されている “すべての国民が知的財産を創造、尊重、活用できる人材となることを目指した、知的財産に関する教育・人材育成の充実の必要性がある” ことを受けて、教育の情報化のさらなる進展に向けての法改正が議論されております。これについては、公立大学として大きな関心を抱いており、その結果に期待を寄せております。

審議会における議論は、知的財産の取扱いを取り巻く諸状況を踏まえて専門的に行われておりますので、そこで示される今後の方向性については積極的に協力する所存です。その上で、審議会の論点のうち 2 点について、以下に意見を述べさせていただきます。

### 1. 授業の過程で行う異時の公衆送信の権利制限について

現行の著作権法第 35 条においては、教育目的での著作物の複製及び遠隔地における授業への公衆送信等が著作権者の許諾を受けずに無償で行うことが認められておりますが、これは、多くの教育機関に対して教育の質向上を促すものとなっていると考えています。

また、現在無許諾での利用は認められていない、授業の過程で行う異時の公衆送信（授業時間外の予習・復習などのために行う公衆送信。以下、異時送信）についても、無許諾で利用できるようにすることは、教育の情報化のさらなる進展や、単位の実質化等の観点から、重要なことと考えます。

なお、異時送信を新たに著作権者の権利を制限する対象とする場合には、従来の複製等と同様に無償で利用できることが望ましいと考えていますが、仮に補償金の請求権を付与しなければならない場合には、教育の公益性に鑑み、補償金額は教育の妨げにならない程度の低廉な金額とし、また補償金支払い手続きが授業担当教員の負担とならぬようご配慮いただきたいと思います。

### 2. 知的財産に関する普及啓発について

著作物の教育利用の当事者である大学の教職員、学生等が著作権制度をはじめとする知的財産に関し理解を深めることは重要なことと考えています。公立大学においては、今後とも、FD・SD 活動や教育活動全般を通じて、知的財産に関する普及啓発に積極的に取り組んでいく所存です。